

返戻金制度

①乙が紹介した丙が、専ら甲の事由により退職するに至った場合、いったん受領した紹介手数料及び消費税相当額は返却しない。なお、当該退職が甲の支払い前であっても、甲の支払い債務は消滅しないものとする。

②乙が紹介した丙が、専ら丙の責に帰すべき理由により退職に至った場合、下記のとおり返却するものとする。

入社後 1ヶ月以内の退社 : 100%

入社後 3ヶ月以内の退社 : 70%

入社後 6ヶ月以内の退社 : 50%